

倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市補助金等交付規則（平成12年倉吉市規則第29号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積に2分の1を乗じて得た面積未満のものをいう。）を含む。以下同じ。）、長屋及び共同住宅をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち住宅以外のものをいう。
- (3) 防災拠点建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「促進法」という。）第5条第3項第1号に規定する建築物（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）をいう。
- (4) ブロック塀 補強コンクリートブロック造又はれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造の塀をいう。
- (5) 耐震診断 促進法第2条第1項に規定する耐震診断であって、社会資本整備総合交付金要綱（平成23年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第Ⅱ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3.第1号イ又は第2号イに定めるものをいう。
- (6) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3.第1号ハ又は第2号ハに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く。）をいう。
- (7) 耐震改修 促進法第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3.第4号又は第5号に定める耐震改修に関する事業をいう。
- (8) 建替え 促進法第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3.第4号又は第5号に定める建替えに関する事業をいう。
- (9) 除却 促進法第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロ-16-(12)において引用する国要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3.第4号又は第5号に定める除却に関する事業をいう。
- (10) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限る。）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたもののうち、市長が認めたものをいう。
- (11) 設計図書 法第2条第12号に定める書類をいう。
- (12) 避難路沿道ブロック塀 倉吉市耐震改修促進計画に記載された避難路に沿って存する既存不適格のブロック塀をいう。

(交付目的)

第3条 補助金は、住宅、建築物及びブロック塀（市内に建てられているものに限る。以下「住宅等」という。）の耐震化及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、住宅等の安全性の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 市は、前条の目的を達成するため、別表第1の第1欄に定める住宅等を所有するものに対し、

予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 耐震診断又は改修設計 次の対象住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額
 - ア 一戸建ての住宅 当該事業（別表第1の第2欄に掲げる補助事業をいう。以下同じ。）に要する経費の額又は別表第1の第4欄に定める上限額のいずれか低い額
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅及び建築物 当該事業に要する経費の額、補助事業が行われる住宅等の延べ床面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額又は同表の第4欄に定める上限額のいずれか低い額
 - (2) 耐震改修、建替え又は除却 次の対象住宅等の区分に応じ、それぞれ定める額（建替え又は除却にあつては、耐震改修に要する費用相当分とする。）
 - ア 一戸建ての住宅 当該事業に要する経費（補助事業がとっとり住まいる支援事業補助金交付要綱（平成26年3月25日鳥取県生活環境部長決裁）に基づく補助金を利用する場合にあつては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。）の額
 - イ 一戸建ての住宅以外の住宅及び建築物 当該事業に要する経費の額又は補助事業が行われる住宅等の延べ床面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額のいずれか低い額
 - ウ 防災拠点建築物 当該事業に要する経費の額又は補助事業が行われる防災拠点建築物の延べ床面積に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額のいずれか低い額（除却する場合を除く。）
 - (3) 耐震シェルター設置又は屋根瓦耐震対策（一戸建ての住宅に限る。次条において同じ。）
当該事業に要する経費の額
 - (4) ブロック塀耐震対策 当該事業に要する経費の額又は補助事業が行われるブロック塀の長さ
に別表第1の第3欄に定める単価を乗じて得た額のいずれか低い額
- 2 前項の額に仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の金額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、当該仕入控除税額を除いた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り上げた額とする。

- (1) 耐震診断又は改修設計 前条第1号の補助対象経費に3分の2を乗じて得た額に相当する額
- (2) 耐震改修、建替え又は除却 別表第1の第4欄に定める額
- (3) 耐震シェルター設置又は屋根瓦耐震対策 別表第1の第4欄に定める額
- (4) ブロック塀耐震対策 前条第4号の補助対象経費に、除却の場合にあつては3分の2を、ブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス、生垣等への改修（以下「フェンス等改修」という。）の場合にあつては3分の1を乗じて得た額に相当する額又は別表第1の第4欄に定める上限額のいずれか低い額

(交付の対象となる住宅等)

第7条 補助金の交付の対象となる住宅等は、次に掲げる条件をすべて満たす住宅等とする。

- (1) 木造一戸建ての住宅にあつては平成12年5月31日以前（屋根瓦耐震対策を除く。）に、それ以外の住宅及び建築物にあつては昭和56年5月31日以前に建築されたものであること。

- (2) 補助金の交付申請を行う時点において、原則として法第9条第1項の規定による命令を受けていないものであること。
- (3) 補助事業が改修設計、耐震改修、建替え、除却又は耐震シェルターの設置の場合にあつては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (4) 補助事業が屋根瓦耐震対策の場合にあつては、昭和56年6月1日（木造建築物にあつては平成12年6月1日）以後に建築されたものであること、又は昭和56年5月31日（木造建築物にあつては平成12年5月31日）以前に建築されたもののうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの若しくは耐震改修を実施したものであること。
- (5) 補助事業がブロック塀耐震対策の場合にあつては、次の全ての要件に該当するものであること。
 - ア 高さが0.6メートルを超えるもの
 - イ 不特定の者が通行する道路に面したもの（避難路沿道ブロック塀であるものを含む。）
 - ウ 補強コンクリートブロック塀（鉄筋が入っているものに限る。）の点検表（別表第2）又は組積造の塀の点検表（別表第3）により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの
 - エ イ及びウに該当する全てのブロック塀について除却を行うもの（除却の場合に限る。）
 - オ エと併せて行うもの（フェンス等改修の場合に限る。）
- (6) 国又は地方公共団体が所有しているものでないこと。

（交付申請）

第8条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、別表第1の第2欄に掲げる補助事業に応じて、同表の第5欄に掲げる書類とする。

（交付決定）

第9条 補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 市長は、補助金の交付を行うことを決定したときにあつては、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、交付を行わないことを決定したときにあつては、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

（承認を要しない変更）

第10条 規則第12条第1項の市長が別に指定する変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の増額
- (2) 補助対象経費の3割に相当する金額（その額が300万円以下であるときは300万円）を超える減額

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（完了届）

第11条 規則第15条第1項の届出は、補助事業の完了の日から30日以内に行わなければならない。

（実績報告）

第12条 規則第17条第1項の規定による報告は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合 補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合 交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号による

ものとする。

- 3 規則第17条第2項のその他市長が必要と認める書類は、別表第1の第2欄に掲げる補助事業に応じ同表の第6欄に定める書類とする。

(指導等)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対して、当該者が所有する住宅等について、地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(その他)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年10月25日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成18年倉吉市告示第64号）第9条第1項の規定により交付決定を受けた住宅（同要綱第3条第2項に定める住宅をいう。）又は建築物（同要綱第3条第3項に定める建築物をいう。）については、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月29日告示第112号）

この告示は、平成20年5月29日から施行する。

附 則（平成23年2月17日告示第16号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成23年2月17日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に改正前の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により交付決定を受けた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月6日告示第125号）

この告示は、平成23年10月6日から施行し、改正後の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱は、平成23年10月6日以後に申請のあった補助金から適用する。

附 則（平成24年7月11日告示第163号）

この告示は、平成24年7月11日から施行し、改正後の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、平成24年6月18日以後に締結した契約に係る補助事業について適用する。

附 則（平成25年10月23日告示第159号）

この告示は、平成25年10月23日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第45号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月2日告示第90号）

この告示は、平成26年5月2日から施行する。

附 則（平成28年4月1日告示第58号）

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定は、平成28

年度以後の補助事業から適用する。

附 則（平成29年5月25日告示第72号）

この告示は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成30年5月18日告示第90号）

この告示は、平成30年5月18日から施行する。

附 則（平成30年11月26日告示第163号）

この告示は、平成30年11月26日から施行する。

附 則（平成31年2月8日告示第17号）

この告示は、平成31年2月8日から施行する。

附 則（令和2年5月22日告示第102号）

この告示は、令和2年5月22日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条、第6条、第8条、第12条関係)

1 対象住宅等	2 補助事業	3 単価		4 上限額	5 申請添付書類	6 実績報告添付書類
一戸建ての住宅	(1) 次のいずれかに該当する耐震診断(その時点における最新の基準によって行われるものに限る。) ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算によるもの イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号(別添)。以下「指針」という。)第一に示すもの			一般診断法にあつては、1戸当たり88,000円 (当該対象住宅等の設計図書がない場合にあつては、113,300円) その他の診断法にあつては、1戸当たり136,000円	(1) 建築年月日が確認できるもの (2) 位置図 (3) 見積書の写し	(1) 耐震診断の結果を記載した書類 (2) 請求書又は領収書の写し (3) 契約書又は請書の写し
一戸建ての住宅以外の住宅及び建築物	ウ一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの エ その他アからウまでに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの	延べ床面積1,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり 3,600円	1棟当たり300万円		
		延べ床面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり 1,540円			
		延べ床面積2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり 1,030円			
一戸建ての住宅	(2) 改修設計			1戸当たり24万円	(1) 建築年月日が確認できるもの (2) 位置図 (3) 耐震診断の結果を記載した書類 (4) 見積書の写し	(1) 改修設計図書の写し (2) 改修設計に基づき耐震改修を実施した場合における耐震診断結果を記載した書類 (3) 請求書又は領収書の写し (4) 契約書又は請書の写し
一戸建ての住宅以外の住宅及び建築物		延べ床面積1,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり 3,600円	1棟当たり300万円		
		延べ床面積1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下の部分	1平方メートル当たり 1,540円			
		延べ床面積2,000平方メートルを超える部分	1平方メートル当たり 1,030円			

一戸建ての住宅	<p>(3) 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替え（ウ又はエにあっては、イの基準を満たすために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>イ 指針第二に示す耐震改修を行いIwが1.0以上となるもの</p> <p>ウ 指針第二に示す耐震改修を行いIwが0.7以上となるもの（Iwを1.0以上とするために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>エ 指針第二に示す耐震改修を行い2階建の1階部分のIwが1.0以上となるもの（Iwを1.0以上とするために段階的に行われるものに限る。）</p> <p>オ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの</p>		<p>補助対象経費に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額</p> <p>(1) 昭和56年5月31日以前に建築されたものにあつては3分の2</p> <p>(2) 昭和56年6月1日以後平成12年5月31日以前に建築されたものにあつては3分の1</p>	<p>(1) 建築年月日が確認できるもの</p> <p>(2) 位置図</p> <p>(3) 耐震診断の結果を記載した書類（屋根瓦耐震対策であつて、平成12年6月1日以後に建築されたものの場合を除く。）</p> <p>(4) 耐震改修又は建替えの場合にあつては、耐震改修又は建替えの計画書</p> <p>(5) 見積書の写し（耐震改修又は建替えの場合にあつては、当該工事とその他の部分を分けたもの。）</p> <p>(6) 登記事項証明書その他住宅の所有者であることが確認できる書類</p>	<p>(1) 耐震改修、建替え、除却、耐震シェルター設置又は屋根瓦耐震対策の工事の内容が確認できるもの。写真等</p> <p>(2) 請求書又は領収書の写し</p> <p>(3) 契約書又は請書の写し</p>
	(4) 除却		<p>補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は838,000円のいずれか低い額</p>		
	(5) 耐震シェルター設置（原則として1階部分に設置するものに限る。）				
	<p>(6) 屋根瓦耐震対策（次のいずれかに該当するもの）</p> <p>ア 屋根の軽量化又は屋根瓦の落下防止措置を行うもの（屋根瓦にあっては、「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン（社団法人全日本瓦工事業連盟他発行）」に基づいて施工するものに限る。）</p> <p>イ アに掲げる耐震対策と同等以上に安全性を向上すると認められるもの</p>		<p>補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は30万円のいずれか低い額</p>		

一戸建ての住宅以外の住宅及び建築物	(7) 耐震改修若しくは建替え(次のいずれかに該当するもの。)又は除却 ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示すもの ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	1平方メートル当たり50,300円(一戸建ての住宅以外の住宅(マンション(共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。)を除く。)にあつては1平方メートル当たり33,500円)	補助対象経費に23パーセントを乗じて得た額又は100万円(建築物の場合にあつては1棟当たり1,800万円)のいずれか低い額	(1) 建築年月日が確認できるもの (2) 位置図 (3) 耐震診断の結果を記載した書類 (4) 耐震改修又は建替えの場合にあつては、耐震改修又は建替えの計画書 (5) 見積書の写し(耐震改修又は建替えの場合にあつては、当該工事とその他の部分を分けたもの。) (6) 登記事項証明書その他住宅の所有者であることが確認できる書類	(1) 耐震改修、建替え又は除却の工事が確認できるもの。写真等 (2) 請求書又は領収書の写し (3) 契約書又は請書の写し
防災拠点建築物	(8) 耐震改修又は建替え(次のいずれかに該当するもの。) ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 指針第二に示すもの ウ ア及びイに掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上すると認められるもの	1平方メートル当たり50,300円	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額		
ブロック塀 (避難路沿道ブロック塀を除く。)	(9) 次のいずれかに該当するブロック塀耐震対策(除却及び除却した範囲に行うフェンス等改修) ア 法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの イ 建築基準法施行令第61条及び第62条の8の規定に適合するように行われるもの ウ ア及びイに掲げる耐震対策と同等以上に安全性を向上させると認められるもの	(1) 除却 塀の長さ1メートル当たり18,000円 (2) 除却した範囲に行うフェンス等改修 塀の長さ1メートル当たり25,000円	(1) 除却 1件当たり15万円 (2) フェンス等改修 1件当たり10万円	(1) 位置図 (2) 別表第2又は別表第3の点検表及び写真等 (3) 見積書の写し(当該工事が通行する道路に面したものとその他の部分を分けたもの) (4) 第2欄 (8) アからウまでに適合することがわかる図書(除却を除く。) (5) ブロック塀の所有者であることが確認できる書類	(1) 改修の工事が確認できるもの。写真等 (2) 請求書又は領収書の写し (3) 契約書又は請書の写し
避難路沿道ブロック塀			(1) 除却 1件当たり30万円 (2) フェンス等改修 1件当たり20万円		

- この表においてIwとは、指針第1第1号に掲げる構造耐震指標のことをいい、改修前又は改修後のIwとは、各階の張り間及び軒行方向のIwのうち最小値とする。ただし、(3)エにおいては、2階建の1階部分の最小値とする。
- 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)」により診断する場合は、「Iw」を「評点」と読み替えるものとする。
- その他指針第1第1号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあつては、Iwは、当該指標によることができる。

別表第2(第7条関係)

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	2.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦にそれぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4 控壁(高さが1.2mを超える塀の場合)	長さ3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの5分の1以上突出している	はい	いいえ
5 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表第3(第7条関係)

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上ある	はい	いいえ
3 控壁	長さ4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6 ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7 その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助金対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

年度 倉吉市震災に強いまちづくり促進事業計画（実績報告）書

1 対象住宅等

所有者	住所	
	氏名	
住宅等	所在地	建築年月日 年 月 日
	名称	延べ床面積 m ² ブロック塀の長さ 除却 m・改修 m
住宅等種別	住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅）・建築物 防災拠点建築物・ブロック塀・避難路沿道ブロック塀	
補助事業の種別	耐震診断（設計図書 有・無）・改修設計・耐震改修・建替え 除却・耐震シェルター設置・屋根瓦耐震対策 ブロック塀耐震対策（除却・除却及びフェンス等改修）	

2 事業計画（事業実績）

事業内容		交付申請 （決定）額	備考
総事業費	補助対象経費		
円	円	円	

3 事業（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

事業計画書には、倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱別表第1第5欄に掲げる書類を、実績報告書には、同表第6欄に掲げる書類を添付すること。

様式第2号（第8条、第12条関係）

年度 倉吉市震災に強いまちづくり促進事業収支予算（決算）書

1 総事業費 円
（うち補助対象経費 円）

2 収支予算（決算）書

(1) 収入

区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
補 助 金	円	円	
そ の 他	円	円	
合 計	円	円	

(2) 支出

科 目	予 算 額	決 算 額	備 考
	円	円	
合 計	円	円	

3 事業（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日

第 年 月 日 号

様

倉吉市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、倉吉市補助金等交付規則第6条第1項の規定により次のとおり交付することを決定したので、同規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 住宅等及び補助事業の種別
 - 住宅等の種別 住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅）・建築物・防災拠点建築物
ブロック塀・避難路沿道ブロック塀
 - 補助事業の種別 耐震診断・改修設計・耐震改修・建替え・除却
耐震シェルター設置・屋根瓦耐震対策
ブロック塀耐震対策（除却・除却及びフェンス等改修）
- 3 住宅等の名称
- 4 住宅等の所在地
- 5 交付決定額 金 円
- 6 交付時期 補助事業完了後補助金交付額が確定した後通知する。
- 7 交付の条件
 - (1) 補助金交付決定通知書を受け取った後、速やかに補助事業に着手すること。
 - (2) 補助事業に着手したときは、直ちに市長に届け出ること。
 - (3) 補助事業の内容を変更（中止・廃止）しようとするときは、速やかに市長の承認を得ること。
 - (4) その他倉吉市補助金等交付規則及び倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱に定めるところに従うこと。

第 年 月 日
号

様

倉吉市長

印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった倉吉市震災に強いまちづくり促進事業補助金については、交付しないことに決定したので、倉吉市補助金等交付規則第8条第2項の規定により通知します。

記

1 住宅等及び補助事業の種別

住宅等の種別 住宅（一戸建ての住宅・長屋・共同住宅）・建築物・防災拠点建築物
ブロック塀・避難路沿道ブロック塀
補助事業の種別 耐震診断・改修設計・耐震改修・建替え・除却
耐震シェルター設置・屋根瓦耐震対策
ブロック塀耐震対策（除却・除却及びフェンス等改修）

2 住宅等の名称

3 住宅等の所在地

4 補助金を交付しない理由